（ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部改正）

第九条　ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
第五条　削除	（受理書） **第五条**　都道府県知事又は令第八条に定める市の長（以下「指定都市の長等」という。）は、法第十二条第一項又は第十四条第一項の規定による届出を受理したときは、様式第二による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。
（光ディスクによる手続） **第十条**　第四条第一項、第六条及び第七条の規定による届出書並びに第八条の規定による報告書並びにその添付書類（以下この条において「届出書等」という。）の提出については、当該届出書等に明示すべき事項を記録した光ディスク及び様式第七の光ディスク提出書を提出することによって行うことができる。	（フレキシブルディスクによる手続） **第十条**　届出者又は報告者が、次の各号に掲げる書類の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第七のフレキシブルディスク提出書（以下「フレキシブルディスク等」という。）により、法の規定による届出又は法第二十八条第三項の規定による報告をしたときは、その提出を受けた都道府県知事又は指定都市の長等は、そのフレキシブルディスク等の提出を次の各号に掲げる書類による届出又は報告に代えて、受理することができる。 一　様式第一（別紙一から別紙六までを含む。）による届出書 二　様式第三による届出書 三　様式第四による届出書 四　様式第五による届出書 五　様式第六（別紙を含む。）による報告書 2　前項の規定によるフレキシブルディスク等の提出については、前条の規定にかかわらず、フレキシブルディスク並びに様式第七のフレキシブルディスク提出書の正本及びその写し一通を提出することにより行うことができる。